

◇相続手続きについて

お客様（被相続人）がお亡くなりになった場合の相続手続きについて

＜口座名義人がお亡くなりになった場合＞

お客様（被相続人）がお取引されていた営業店にお申出ください。

ご連絡いただく際には、次の項目についてお知らせください。

＜口座名義人（被相続人）＞

- お名前
- 取引口座番号（ご不明の場合は、その旨お申出ください。）
- 住所
- 生年月日
- お亡くなりになった日

＜ご連絡者様（代表相続人等）＞

- お名前（当社にお取引口座がある場合は、口座番号もお知らせください。）
- 続柄（お客様（被相続人）とのご関係）
- 電話番号（日中連絡のとれる電話番号をお知らせください。）
- 当社から関係書類を送付する際の送付先

※なお、ご連絡いただいた時点での口座名義人（被相続人）の口座残高をご案内することはできません。
必要な書類が揃ってからご案内させていただきますので、ご了承ください。

お客様（被相続人）の死亡日現在の残高証明書が必要な場合

税務署等に提出するために、お亡くなりになったお客様（被相続人）の死亡日現在の残高証明書が必要な場合は、お亡くなりになったお客様（被相続人）がお取引されていた営業店にお申し出ください。残高証明書発行にあたりご提出いただく公的書類のご案内やご記入いただく書類等をお送りいたします。なお、残高証明書を請求できる方は、相続人など、お亡くなりになったお客様（被相続人）の口座残高を知る権利をお持ちの方です。

確認書類

相続の手続きにおいて、書類による確認をさせていただきます。それぞれのケースにあわせて確認書類をご用意ください。

(1) 遺言による分割または遺贈の場合

- ①遺言書謄本（公正証書遺言以外の場合は、さらに家庭裁判所の遺言書検認証明書）
- ②被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明（死亡の記載のあるもの）
- ③印鑑登録証明書（発行後6ヵ月以内のもの）
 - ・遺言執行者が選任されているときは、遺言執行者の印鑑登録証明書（家庭裁判所の選任による遺言執行者がいるときは、遺言執行者の選任審判書謄本）
 - ・当社預かり財産承継者の印鑑登録証明書

(2) 遺産分割協議書がある場合

- ①遺産分割協議書（法定相続人全員の署名、捺印があり記載内容が完備したもの）
- ②被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明（出生から死亡まで連続したもの）
- ③相続人全員の戸籍謄本（②の戸籍から除籍されている場合）
- ④相続人全員の印鑑登録証明書（遺産分割協議時点のもの、さらに当社預かり財産承継者については発行後6ヵ月以内のもの）

(3) 当社所定の「委任状」による手続きの場合

- ①「委任状」（法定相続人全員の署名、捺印）
- ②被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明（出生から死亡まで連続したもの）
- ③相続人全員の戸籍謄本（②の戸籍から除籍されている場合）
- ④受任者を含む相続人全員の印鑑登録証明書（発行後6ヵ月以内のもの）

(4) 調停・審判による分割の場合

- ①家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本（審判書上確定表示のない場合は、さらに審判確定証明書）
- ②相続簡略手続きに係る依頼書兼念書（当社預かり財産承継者の署名、捺印）
- ③被相続人の戸籍謄本または戸籍の全部事項証明（出生から死亡まで連続したもの）
- ④当社預かり財産承継者の戸籍謄本（②の戸籍から除籍されている場合）
- ⑤当社預かり財産承継者の印鑑登録証明書（発行後6ヵ月以内のもの）

次のような場合は前記の必要書類に加えて、別途以下の書類が必要となります。

(1) 相続人の中に未成年者がおられ、親権者・未成年者がともに相続人の場合

- ①特別代理人の選任審判書謄本
- ②特別代理人の印鑑登録証明書（発行後6ヵ月以内のもの）

(2) 相続人の中に成年後見人制度による手続きを必要とされる方がいらっしゃる場合

- ①家庭裁判所の成年後見人等の選任書謄（正）本または後見登記等の登記事項証明書
- ②成年後見人の印鑑登録証明書（発行後6ヵ月以内のもの）

(3) このほか、ご相続内容により別途書類が必要になる場合もございます。本案内に説明のない相続方法や、ご不明な点がございましたら、お取扱いの営業店までお問い合わせください。

ご留意事項

※戸籍謄本・印鑑登録証明書・遺言書・遺産分割協議書等は、原本をご提出ください。(原本のご返却をご希望の際は、お申し出いただければご返却いたします。)

※戸籍謄本または戸籍の全部事項証明は、「死亡の事実の確認」と「法定相続人の確認」のために必要となります。お手数料をおかけしますが、以下の点にご留意くださいますようお願いいたします。

①被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本のご提出が必要となります。そのため、いくつかの市区町村の役所からお取り寄せいただくことが必要となる場合がございます。

②「戸籍簿」は、次の場合に切り替わります、前・後の戸籍謄本が必要となります。

- ・本籍地を変更された時
- ・結婚や養子縁組のために、別戸籍に編入された時
- ・旧法による戸籍簿(「改製原戸籍」)から新戸籍に改製された時

*昭和22年の戸籍法改正により、昭和33年4月1日から3年をかけて戸籍の改製作業が行われています(施行日:昭和23年1月1日)。現在も、システムによる管理のための改製作業が、順次行われています。(平成6年法務省令による)

※相続手続きでは、必要な書類をすべてお揃えいただいてから、相続が完了するまでに日にちがかかります(万一、不足の書類、不備の書類がございましたら再送をお願いすることがございますので、ご準備、ご用意のほどお願いいたします。)